

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、責任者及び作業現場の責任者を設置する等、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

2 受注者は、個人情報を取り扱うにあたっては、部署名及び事務名等により、個人情報を取り扱う事務従事者を明確化し、発注者に対して、その責任者及び内容をあらかじめ書面により報告しなければならない。この場合において、部署名及び事務名等により担当者の範囲が明確にできない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

第4条 受注者は、この契約による事務に従事している者（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対して、次に掲げる事項を周知するとともに、必要な指導監督を行わなければならない。

- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。
- (2) 前号に違反した場合は、個人情報保護法の規定により処罰される場合があること。
- (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者は、発注者の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託（以下「再委託」

(別記 2)

という。) する場合は、再委託の相手方に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 3 受注者は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、その状況等を委託者に適宜報告しなければならない。

(取得の制限)

第6条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第8条 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

- 3 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、発注者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第10条 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(報告及び実地調査)

(別記 2)

第 1 1 条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに関し、報告を求め、及び実地に調査をすることができる。

(事故発生時における報告)

第 1 2 条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(指示)

第 1 3 条 発注者は、受注者がこの契約による事務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適當と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとする。

(契約の解除)

第 1 4 条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第 1 5 条 受注者が本特記事項に違反し、又は怠ったことにより、発注者に損害を与えた場合は、受注者は発注者に対し損害を賠償しなければならない。